

## 早川町・身延町・南部町医療事務組合行政手続条例

(令和 7 年 11 月 12 日条例第 22 号)

この条例は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 46 条の規定の趣旨にのつとり、处分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めるものとし、处分、行政指導及び届出に関する事項について他の条例に定めるものほか、共通する事項は、身延町行政手続条例(平成 16 年身延町条例第 10 号)の規定を準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

